



## 高病原性鳥インフルエンザ発生

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥の病気です。家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生すると、その多くが死んでしまいます。発生した場合、家畜伝染病予防法に基づき、発生した農場の飼養家きんの殺処分・焼却又は埋却・消毒・移動制限など、必要な防疫措置を実施します。このため、発生が確認された農場の家きん、鶏卵などが市場に出回ることはありません。

なお、これらの防疫措置は、国内の生きた家きんをウイルスに感染させないために実施するものです。

今シーズンは発生が非常に多く、2月上旬時点における全国の発生数は70事例を超え、殺処分数も1千万羽を超えました。昨シーズンは全国で25事例189万羽の殺処分であったため、はるかに超える勢いです。

埼玉県内でも4件の発生があり、深谷市内で1件の発生がありました。

深谷市内での発生は、約19万羽を飼養する採卵鶏農場で、令和4年12月16日に農場の責任者から家畜保健衛生所に異常確認の通報があり、直ちに家保が立ち入り、検査を実施。翌17日午前8時に高病原性鳥インフルエンザと確定されました。その後、直ちに防疫措置に取り掛かり、12月22日11時までに殺処分を行い、23日の20時に汚染物品の処理と清掃・消毒が終了しました。すべての防疫措置の完了までに7日間を要し、延べ作業従事者人数は2,164名でした。

その後、県内では12月30日に狭山市で約11万6千羽の採卵鶏農場、1月26日に行田市で約2千羽の家きん（あひる）農場、2月1日に日高市で約14万9千羽の家きん（うずら）農場で発生があり、それぞれ防疫措置を実施しました。防疫措置にご協力いただきました皆様には厚く御礼申し上げます。

そして、鶏飼養者の皆様には、再度、手指の消毒・作業衣服、靴の専用化、交換の徹底・車両消毒の徹底・野生動物侵入防止対策、特に防鳥ネットや金網の点検、迅速な修理など、飼養衛生管理基準の順守の徹底を、是非ともよろしくお願いいたします。